

議第 1 号議案

未来のまちづくり推進特別委員会等の設置並びに大都市行財政制度
特別委員会の名称等及び基地対策特別委員会の委員定数の変更

未来のまちづくり推進特別委員会等を設置するとともに、大都市行財政制度特
別委員会の名称等及び基地対策特別委員会の委員定数を次のように変更する。

令和 7 年 5 月 15 日 提出

市会運営委員会

委員長 藤 代 哲 夫

未来のまちづくり推進特別委員会等の設置並びに大都市行財政制度
特別委員会の名称等及び基地対策特別委員会の委員定数の変更

未来のまちづくり推進特別委員会、次世代活躍推進特別委員会及び市民活躍・
地域コミュニティ活性化特別委員会を次のように設置する。

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
未来の まちづくり 推進 特別委員会	経済成長及び国際都市・横浜の 実現を目指すとともに、都市の成 長の基盤を支える魅力と活力ある まちづくりの推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	議会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。
次世代活躍 推進 特別委員会	次代を担う全てのこども・若者 の活躍推進に関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	
市民活躍・ 地 域 コミュニティ 活 性 化 特別委員会	誰もが居場所と役割を持ち、い きいきと生涯活躍できるまちづく りや地域コミュニティの活性化に 関すること。	14人	委員長 1人 副委員長 2人	

大都市行財政制度特別委員会の名称を「特別市・大都市行財政制度特別委員会」に、付議事件を「特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これらを強力に促進すること。」に、委員定数を「14人」に変更し、基地対策特別委員会の委員定数を「15人」に変更する。

提 案 理 由

新たに未来のまちづくり推進特別委員会、次世代活躍推進特別委員会及び市民活躍・地域コミュニティ活性化特別委員会を設置するとともに、大都市行財政制度特別委員会の名称、付議事件及び委員定数並びに基地対策特別委員会の委員定数を変更したいので提案する。

参 考

(上段 変更案)
(下段 現 行)

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
特 別 市 ・ 大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	<u>特別市</u> 制度の早期実現を図るとともに、 <u>大</u> <u>都市の</u> 実態に対応する行財政制度の確立を目 的とし、 <u>これら</u> を強力に促進すること。 これ	<u>14人</u> 15人	委 員 長 1 人 副委員長 2 人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促 進等を図ること。	<u>15人</u> 14人	委 員 長 1 人 副委員長 2 人	
減災対策推進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	15人	委 員 長 1 人 副委員長 2 人	
<u>未 来 の</u> <u>まちづくり</u> <u>推 進</u> <u>特 別 委 員 会</u>	<u>経済成長及び国際都市・横浜の実現を目指す</u> <u>とともに、都市の成長の基盤を支える魅力と活</u> <u>力あるまちづくりの推進に関すること。</u>	<u>14人</u>	<u>委 員 長 1 人</u> <u>副委員長 2 人</u>	
<u>次世代活躍</u> <u>推 進</u> <u>特 別 委 員 会</u>	<u>次代を担う全てのこども・若者の活躍推進に</u> <u>関すること。</u>	<u>14人</u>	<u>委 員 長 1 人</u> <u>副委員長 2 人</u>	
<u>市民活躍・</u> <u>地 域</u> <u>コミュニティ</u> <u>活 性 化</u> <u>特 別 委 員 会</u>	<u>誰もが居場所と役割を持ち、いきいきと生</u> <u>涯活躍できるまちづくりや地域コミュニティ</u> <u>の活性化に関すること。</u>	<u>14人</u>	<u>委 員 長 1 人</u> <u>副委員長 2 人</u>	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

議第 1 号議案の取扱いに関する運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果（令和 7 年 5 月 13 日運営理事会）
1	議 案 発 送	5 月 15 日（木）の本会議席上配付
2	上 程 日	5 月 15 日（木）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	委 員 会 付 託	横浜市会会議規則第 36 条第 3 項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第 36 条

3 委員会が提出した議案については、前 2 項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。